

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称： 電気通信事業法の一部を改正する法律

規制の名称： 安心・安全で信頼できる電気通信サービス・ネットワークの確保に向けた  
制度整備

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 総合通信基盤局 事業政策課

評価実施時期：令和4年3月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

（特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律）

電気通信事業における通信の秘密及び個人情報の漏えい事案の発生、海外の委託先等を通じたデータへのアクセスに関するリスクの高まり等により、電気通信事業における利用者に関する情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスクが増大している。特に利用者に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者において当該役務の利用者に関する情報の不適正な取扱いが行われた場合、電気通信サービスそのものの信頼性が損なわれ、ひいては多様な社会経済活動や国民生活の確保に大きな支障を生じるおそれがある。しかし、現状の電気通信事業法（以下「法」という。）では、通信の秘密の漏えいが生じたときの報告義務、業務改善命令といった事後規制があり、また、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者等に対する事業用電気通信設備（※）の技術基準適合維持義務等により通信の秘密の確保が求められているが、通信の秘密以外の利用者に関する情報の適正な取扱いを確保するための規律は整備されていない。

以上のような状況をベースラインとする。

（※）法第41条第1項から第5項まで（第4項を除く。）又は第41条の2のいずれかに規定する電気通信設備

（利用者に関する情報の取得に係る規律）

利用者がwebサイトの閲覧やアプリの利用を行う際に、電気通信役務を提供する者がプログラム（webサイトに設置されたタグ、利用者がダウンロード済の情報収集モジュールを起動させる

指令等)を送信し、当該利用者の端末設備が有する情報送信機能を起動させることで、当該利用者の意思によらずに、当該利用者の端末設備に記録された閲覧履歴や位置情報などが当該電気通信役務を提供する者等に送信される状況が生じている。こうした情報の送信に対して、現状、法において、規律が設けられているとは言いがたく、利用者が安心して電気通信役務を利用することができず、ひいては電気通信サービスに対する信頼性が損なわれるおそれがある。

以上のような状況をベースラインとする。

(電気通信回線設備を設置せずに他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する電気通信事業に係る規律)

法制定当時、法第164条第1項第3号に規定される電気通信回線設備を設置せずに他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する電気通信事業(以下「第三号事業」という。)は、利用者数が小規模なものしか想定されない特殊な形態の事業であり、法の規律を課す社会的必要性が乏しいと考えられていたため、検閲の禁止、秘密の保護等を除き、法の規律が適用されず、電気通信事業の登録又は届出が不要とされてきた。

しかし、近年一部の第三号事業については、以下のとおり、社会経済活動上の重要性が向上し、利用者に大きな影響を与えうるサービスが出現しているにもかかわらず、依然として法の規律が課されなければ、それらのサービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を確保できなくなるおそれがある。

- ①著しく利用者数が多く、当該利用者に関する情報を多く取扱う事業が出現していること
- ②インターネットにおいて多くの利用者が様々な電気通信役務にアクセスする上で不可欠なドメイン名(例: .co.jp)を提供する検索サイト等、法の適用対象である電気通信事業と同等又はそれ以上に社会経済活動に重要な事業が出現してきていること
- ③不特定多数の者がやりとりを行うプラットフォーム(SNS)のようにサービス総体として捉えると(法の適用対象である)媒介行為(他人と他人の間の通信の取扱い)に相当する行為と考えられる事業も出現していること

以上のような状況をベースラインとする。

(重大事故等のおそれのある事態の報告に係る規律)

近年、サイバー攻撃の複雑化・巧妙化等により電気通信役務の提供環境が変化し、重大事故等に繋がるおそれがある事態が発生しているところ、現行の事故報告制度においては、実際に通信の秘密を漏えいしたとき、重大事故が生じたとき等について、理由又は原因とともに遅滞なく報告することを求めているが、具体的な影響が顕在化しておらず事故として扱われない事態については、当該事態が重大事故等に繋がるリスクを孕んでいたとしても報告対象とはならない。しかし、上記のとおり電気通信役務の提供環境が変化する中、重大事故等に繋がるおそれがある事態の段階であっても適切に実態把握や原因分析を行うことができなければ、実際に重大事故等が発生しかねず、ひいては国民生活、社会経済活動に多大な影響を与えるおそれがある。

以上のような状況をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

(特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律)

【課題及び課題の発生原因】

利用者に関する情報が不適正に取り扱われ、電気通信サービスそのものの信頼性が損なわれ、ひいては多様な社会経済活動や国民生活の確保に大きな支障を生じるおそれがあることが課題である。これは、情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴う情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスクが高まっているにもかかわらず、現行法上利用者に関する情報の取扱いについて規律が設けられていないことが原因である。

【規制の内容及び「規制手段」を選択した理由】

利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信業者に対し、特定利用者情報(利用者に関する情報であつて通信の秘密に該当する情報及び利用者(電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者及びこれに準ずる者として総務省令で定める者に限る。)を識別することができる情報であつて総務省令で定めるもの。以下同じ。)の適正な取扱いに係る以下の規律を課す。

- ・ 情報取扱規程の策定・届出等
- ・ 情報取扱方針の策定・公表
- ・ 特定利用者情報の取扱いの状況に関する評価の実施並びに当該評価結果に基づく情報取扱規程及び情報取扱方針の変更
- ・ 特定利用者情報統括管理者の選任・届出等

なお、利用者に関する情報の取扱い状況については各電気通信事業者の提供するサービスの内容、体制等に応じて様々であるところ、可能な限り事業者ごとの事情を尊重することが求められ、また、行政が電気通信事業者ごとの事情を全て把握した上で一律の規制を課すことは現実的ではない。このことを踏まえ、利用者の利益を保護し、もって電気通信の健全な発達を図るという法目的に照らし必要最小限の規制とする観点から、本規制は電気通信事業者に対し一律の基準を設けて規律を課すものではなく、あくまで当該取組状況について記載した情報取扱規程の策定・届出等を求め、また、各電気通信事業者において自らの取組状況の評価を実施し、その結果に基づき取組みを改善するよう求めることとしており、「デジタル時代の規制・制度について」(令和2年6月22日 規制改革推進会議)における見直しの基準を踏まえたものである。その結果、より電気通信事業者の業務運営の実態に沿った形で必要な規律を課し、電気通信事業者の円滑なビジネスや新たなサービスの創造と、利用者の利益の保護を両立させることが可能となる。

現状、利用者に関する情報について内部規程の策定、責任者の設置等の取組を行っている電気通信事業者も存在するものの、上記のとおり電気通信役務の提供環境の変化に十分に対応できず不適正な取扱いがなされる事案が発生しており、国民生活、社会経済活動のインフラとしての電気通信サービスの重要性が益々高まり、電気通信事業者が大量の利用者に関する情報を取り扱っていることを踏まえ、利用者の利益を保護すべく、国が一定の「規制」を課す必要がある。

(利用者に関する情報の取得に係る規律)

**【課題及び課題の発生原因】**

上記のとおり、webサイトの閲覧やアプリの利用を行う際に、利用者の意思によらずに、当該利用者に関する情報が当該利用者以外の者に送信されることにより、利用者が安心して電気通信役務を利用することができないことが課題である。これは、現行法上、このような利用者に関する情報の外部への送信に対し、規律が設けられていないことが原因である。

**【規制の内容及び「規制」手段を選択した理由】**

電気通信事業者等が利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者に送信する機能を起動する指令を与える通信を行う場合、原則として、当該情報の内容等について、当該利用者へ通知し、又は公表する措置を義務付ける。なお、関係業界における取組や中小の事業者の負担を考慮し、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務を提供する者に限り規律の対象とするとともに、以下の情報については、規律の対象外とする。

- ・ 電気通信役務を利用するために送信することが必要な情報
- ・ 電気通信役務を提供する者が利用者へ送信した識別符号
- ・ 送信されることについて利用者が同意した情報
- ・ 利用者がオプトアウト措置の適用を求めている情報

利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者に送信する機能を起動する指令を与える通信について、業界団体において作成した自主的なガイドラインに委ねるという手段も考えられるが、その場合あくまで対象は会員企業に限定され、また、自主的規範であるためその実効性が担保されるか否かは確実ではない。webサイトやアプリには多くの利用者が存在するところ、これらのサービスを利用者が安心して利用できる環境を確保する必要性は高まっており、国が必要最小限の者に対し、一定の担保措置を有する「規制」を課すべきである。

(電気通信回線設備を設置せずに他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する電気通信事業に係る規律)

**【課題及び課題の発生原因】**

第三号事業の中でも例えばSNSや検索サービスのように、社会経済的重要性が高く、利用者へ与える影響が大きいものが出現しているにもかかわらず、法の規律が及ばず、これらのサービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を確保することができないことが課題である。これ

は、上記のとおり、第三号事業は、法制定当初は利用者数が小規模なものしか想定されない特殊な形態の事業であり、法の規律を課す社会的必要性が乏しいと考えられ、従来法の適用除外とされてきたことが原因である。

**【規制の内容及び「規制」手段を選択した理由】**

第三号事業のうち、以下の（１）又は（２）の電気通信役務を提供する者として総務大臣が指定する者が提供する当該電気通信役務に係る電気通信事業について、法の規律の対象とし、届出を求めることとする。

**（１） 検索情報電気通信役務**

入力された検索情報に対応して、当該検索情報が記録されたウェブページのドメイン名等を回答する電気通信役務（検索サービス）であって、一定の要件（利用者数等）を満たす大規模な役務を指す。

**（２） 媒介相当電気通信役務**

不特定の者から情報を受信し、電気通信設備に記録又は入力をされた当該情報を不特定の者の求めに応じて送信する電気通信役務（SNS）であって、一定の要件（利用者数等）を満たす大規模な役務を指す。

上記のとおり、第三号事業の中でも社会経済的重要性が高く、利用者へ与える影響が大きいものが出現しているところ、その円滑な提供及び利用者の利益の保護を図るためには、当該事業の届出を求め、その業務運営状況について行政が正確・網羅的・迅速に把握し、必要に応じて業務改善命令等を行えるようにする必要があるため、「規制」を課すべきである。

（重大事故等のおそれのある事態の報告に係る規律）

**【課題及び課題の発生原因】**

重大事故等のリスクが高まっていることが課題である。これは、電気通信事業の事故原因が多様化する中で、ひとたび情報の漏えい等が生じた場合には回復が困難であること、通信サービスの停止による社会的な影響が大きくなってきているにもかかわらず、重大事故等の兆候段階の状況について行政が把握する仕組みがなく、実態把握や原因分析を行うことができないことが原因として挙げられる。

**【規制の内容】**

重大事故等が生じるおそれのある事態が発生した場合、その旨をその理由又は原因とともに遅滞なく総務大臣へ報告する義務を課す。

## **2 直接的な費用の把握**

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

(特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律)

【遵守費用】

情報取扱規程の策定・届出等の規律等を遵守するための費用が見込まれるが、あくまで利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する一部の電気通信業者のみに規律を課すものであり、今回規律として求める内容については諸外国における規制等との整合性を踏まえたものであり、既に同様の取組を行っている者も多いことから、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。

【行政費用】

情報取扱規程等の受理手続等に係る費用が見込まれるが、上記のとおり、規律の対象となる電気通信事業者は一部の者に限られるため、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。

(利用者に関する情報の取得に係る規律)

【遵守費用】

送信される情報の内容等を利用者に通知・公表するための追加的な費用が想定されるが、例えば、利用者が web サイト等にアクセスした際に送信される情報の内容等を既に公表しているプライバシーポリシーに追記する程度にとどまり、当該費用は軽微である。また、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して、利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務を提供する者に限り規律の対象とすることとしているほか、当該利用者が電気通信役務を利用する上で必要な情報等については通知・公表を求めないことから、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。

【行政費用】

電気通信事業者等が利用者に対する通知・公表義務に違反した場合の業務改善命令等の行政費用が発生するが、実際に問題があった事案に対して事後的に通知・公表の状況や内容を確認するものであり、既存の業務改善命令の制度の枠組みで対応可能であるため、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。

(電気通信回線設備を設置せずに他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する電気通信事業に係る規律)

【遵守費用】

電気通信事業の届出等を行う遵守費用が発生するが、その対象となる事業者は非常に多くの利用者を抱える大規模な者に限られ、かつ、電気通信事業者ごとについても、電気通信事業の届出記載事項は以下の通り(※)であり、多額な費用を要するものではなく、また、届出電気通信事業者に係る一般的な規律を守るにあたり、多額の費用を要する内容は想定されていないことから、

大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。

(※) 電気通信事業の届出記載事項

- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ・ 外国法人等にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所
- ・ 業務区域
- ・ 電気通信設備の概要(法第四十四条第一項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。)
- ・ その他総務省令で定める事項

#### 【行政費用】

電気通信事業の届出等の受理手続等に係る費用が見込まれるが、上記のとおりその対象となる事業者は非常に多くの利用者を抱える大規模な者に限られ、既存の枠組みの中で対応可能であり、手続内容も従来のもとの差異はないため、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。

(重大事故等のおそれのある事態の報告に係る規律)

#### 【遵守費用】

重大事故等のおそれのある事態について、その発生日時、原因等を報告する費用が見込まれるが、電気通信事業者にとって過度な負担とならないよう、例えば非正規の端末等による認証要求が一定水準を超える異常な状態といった、重大な事故につながる可能性が高いと考えられる事態に対象を限定するため、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。

#### 【行政費用】

重大事故等のおそれのある事態の報告の受理手続等に係る費用が見込まれるが、既存の枠組みの中で対応可能であり、手続内容も従来のもとの差異はないため、大幅な追加費用は発生しないものと考えられる。

#### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制緩和ではないため、該当せず。)

## ◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。  
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

### 3 直接的な効果（便益）の把握

#### ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

（特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律）

情報取扱規程の策定・届出等、特定利用者情報の取扱いの状況に関する評価の実施及び当該評価結果に基づく情報取扱規程及び情報取扱方針の変更、特定利用者情報統括管理者の選任・届出等により、各電気通信事業者の実態に応じて利用者に関する情報の適正な取扱いに向けた体制を確保することができるようになるとともに、情報取扱方針の策定・公表によって、利用者自らが安心して利用できるサービスを選択することが可能となる。

（利用者に関する情報の取得に係る規律）

送信される情報の内容等を利用者に通知・公表することで、当該利用者は自身に関する情報が当該利用者以外の者に送信される前に、その内容等を把握することができ、それによって、利用する電気通信役務の変更等により、自身に関する情報が送信されることを未然に防ぐことが可能となることで、利用者が安心して電気通信役務を利用することが可能となる。

（電気通信回線設備を設置せずに他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する電気通信事業に係る規律）

検索情報電気通信役務又は媒介相当電気通信役務を提供する事業者を法の規律の対象に追加し、事業の届出を求めることで、総務大臣が正確・網羅的・迅速に当該事業者を把握し、その業務運営に問題があった場合に行政指導、業務改善命令等の必要な措置を講ずることが可能となり、当該電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することが可能となる。

（重大事故等のおそれのある事態の報告に係る規律）

重大事故等のおそれのある事態について都度報告義務を課すことで、行政としてその実態を速やかに把握し、必要に応じて適切な指導、助言、命令等を行うことができ、重大事故等のおそれの段階で事故等を未然に防止することが可能となる。



⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（金銭価値化が可能でないため、該当せず。）

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和ではないため、該当せず。）

#### 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

（特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律）

電気通信サービスに対する利用者の信頼が確保されることで、社会経済活動において電気通信サービスがより一層活用され、ひいては社会全体のデジタル化の進展に資する。

（利用者に関する情報の取得に係る規律）

利用者に関する情報について、当該利用者が意図せず当該利用者以外の者へ送信されることがなくなることで、当該利用者が望まない情報の利用も併せて防ぐことが可能となるため、利用者が安心して電気通信サービスを利用することが可能となる。

(電気通信回線設備を設置せずに他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する電気通信事業に係る規律)

社会経済活動上重要性が高い電気通信役務について利用者の信頼が確保され、ひいては電気通信の健全な発達に資する。

(重大事故等のおそれのある事態の報告に係る規律)

重大事故等のおそれの段階で事故等を未然に防止することができ、ひいては電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保に資する。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

(特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律)

本件規制に係る費用として、情報取扱規程の策定・届出等の規律等を遵守するための費用や、当該届出の受理手続等に係る行政費用が見込まれる一方、本件規制による便益は、各電気通信事業者の実態に応じて利用者に関する情報の適正な取扱いに向けた体制を確保することができるようになるとともに、利用者自らが安心して利用できるサービスを選択することが可能となること、電気通信サービスに対する利用者の信頼が確保され、ひいては社会全体のデジタル化の進展に資することであり、本件規制の導入に伴う費用を便益が上回るが見込まれるため、本件規制の導入は妥当と考えられる。

(利用者に関する情報の取得に係る規律)

本件規制に係る費用として、送信される情報の内容等を利用者に通知・公表するための費用が見込まれる一方で、本件規制による便益は、利用者が自身に関する情報が当該利用者以外の者に送信される前に、その内容等を把握することが可能となり、利用する電気通信役務の変更等により、自身に関する情報の送信を未然に防ぐことが可能となるだけでなく、望まない利用も防ぐこ

とが可能となることで、利用者が安心して電気通信サービスを利用することが可能となることであり、本件規制の導入に伴う費用を便益が上回ることが見込まれるため、本件規制の導入は妥当と考えられる。

(電気通信回線設備を設置せずに他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する電気通信事業に係る規律)

本件規制に係る費用として、電気通信事業の届出等を行う遵守費用や、当該届出等の受理手続等に係る行政費用が見込まれる一方、本件規制による便益は、検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護することが可能となること、これらの社会経済活動上重要性が高い電気通信役務について利用者の信頼が確保され、ひいては電気通信の健全な発達に資することであり、本件規制の導入に伴う費用を便益が上回ることが見込まれるため、本件規制の導入は妥当と考えられる。

(重大事故等のおそれのある事態の報告に係る規律)

本件規制に係る費用として、重大事故等のおそれのある事態の報告義務を遵守するための費用や、報告の受理手続等に係る費用が見込まれる一方、本件規制による便益は、行政として重大事故等のおそれのある事態について実態を速やかに把握し、必要に応じて適切な指導、助言、命令等を行うことができ、重大事故等のおそれの段階で事故等を未然に防止することが可能となり、ひいては電気通信役務の確実かつ安定的な提供の確保に資することであり、本件規制の導入に伴う費用を便益が上回ることが見込まれるため、本件規制の導入は妥当と考えられる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

(特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律)

【代替案】

新たに特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律を設けるのではなく、現行の事業用電気通信設備に対する技術基準等の規律を強化することにより、当該設備に蓄積された情報の保護を図るという代替案が想定される。

【代替案との比較】

代替案によることとした場合、遵守費用、行政費用に大きな差は生じないものの、事業用電気通信設備に対する技術基準等の規律では、あくまで電気通信役務の確実かつ安定的な提供を目的

としており、必ずしも利用者の利益の保護を目的としていないこと、規律対象者が電気通信回線設備を設置する電気通信事業者等とされ、必ずしも利用者に関する情報を多く取得及び蓄積し利用者を与える影響が大きい電気通信事業者が規律対象にならないこと、適正な取扱いを要する情報は必ずしも事業用電気通信設備に蓄積されるとは限らないこと等から、利用者に関する情報の適正な取扱いを図る上で規律の対象・範囲等が不十分であることから、採用案が妥当である。

(利用者に関する情報の取得に係る規律)

**【代替案】**

利用者の利益の保護の観点から、電気通信役務を提供する際に、原則として通知・公表ではなく利用者の同意の取得を求めるという代替案が想定される。

**【代替案との比較】**

代替案によることとした場合、電気通信役務を提供する際に、送信されることとなる利用者に関する情報の内容等を当該利用者に示した上でさらに当該利用者から同意を取得する必要があるため、遵守費用が増大し、また、利用者が都度同意を求められることとなり、電気通信役務の円滑な利用を妨げるおそれがあることから、採用案が妥当である。

(電気通信回線設備を設置せずに他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する電気通信事業に係る規律)

**【代替案】**

一定の要件(利用者数等)を満たす大規模な役務に限らず、サービスそのものの重要性に鑑み検索サービス又は SNS を提供するものであればあまねく法の規律の対象とし、届出を求めるという代替案が想定される。

**【代替案との比較】**

代替案によることとした場合、新たに法の規律の対象となる事業者の数が多くなり、電気通信事業の届出等を行う遵守費用、電気通信事業の届出等の受理手続等に係る行政費用が増大するため、採用案が妥当である。

(重大事故等のおそれのある事態の報告に係る規律)

**【代替案】**

事業者側の負担を考慮し、重大事故等のおそれのある事態について、その都度遅滞なく報告させるのではなく、四半期毎など定期的に報告させる形にするという代替案が想定される。

**【代替案との比較】**

代替案によることとした場合、遵守費用、行政費用は軽減されるものの、代替案では、重大事故等のおそれのある事態について都度把握することができず、十分な原因分析がなされないまま実際に重大事故等が発生するリスクがあるため、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保する観点から、採用案が妥当である。

## 7 その他の関連事項

### ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

デジタル時代における安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保を図るため、電気通信事業者におけるサイバーセキュリティ対策とデータの取扱い等に係るガバナンス確保の在り方について令和3年5月から「電気通信事業ガバナンス検討会」において検討を行っており、本採用案は、令和4年2月に公表した同検討会の報告書を踏まえたものである。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

（特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律）

改正法の施行後3年を経過した場合において、事後評価を実施し、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（利用者に関する情報の取得に係る規律）

改正法の施行後3年を経過した場合において、事後評価を実施し、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（電気通信回線設備を設置せずに他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する電気通信事業に係る規律）

改正法の施行後3年を経過した場合において、事後評価を実施し、改正法の規定の施行の状況

について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(重大事故等のおそれのある事態の報告に係る規律)

改正法の施行後3年を経過した場合において、事後評価を実施し、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

(特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律)

電気通信事業者による情報取扱規程の届出状況、情報取扱方針の公表状況、特定利用者情報の取扱いの状況に関する評価の実施状況及び特定利用者情報統括管理者の届出状況

(利用者に関する情報の取得に係る規律)

電気通信事業者等による利用者への通知・公表義務の遵守（違反）状況

(電気通信回線設備を設置せずに他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を提供する電気通信事業に係る規律)

新たに法の規律の対象となった電気通信事業に係る届出等の遵守（違反）状況（届出対象として指定された事業者数と当該指定に係る実際の届出件数の比較）

(重大事故等のおそれのある事態の報告に係る規律)

重大事故等のおそれのある事態の報告件数及び重大事故等の発生件数